

## 資格取得時の標準報酬月額が見直されることがあります

→ 経理 担当  
☎06-6941-2857

組合員の資格を新たに取得すると、「資格を取得した日現在の報酬の額」をもとに、標準報酬月額の資格取得時決定が行われます。

通勤・扶養・住居手当などの諸手当の額が資格取得時決定後に確定した場合や、資格取得月の手当の申請が間に合わず、翌月等に遡って支給された場合は、資格を取得した月の報酬に当該手当を加算して、資格取得時決定の見直しを行います。

この場合、掛金も遡及して調整されるため、6月や7月など見直しの行われた月の掛金額が一時的に上がって見える場合があります。調整後は、見直された標準報酬月額に基づいて掛金が控除されます。

### 例 4月に資格取得時決定が行われ、6月に見直しがなされた場合

		4月	5月	6月	7月
		基本給のみで決定			
標準報酬月額	当初	300,000	300,000	380,000	380,000
	見直し後	380,000	380,000		
		諸手当を含めて見直し			
短期給付等		13,053	13,053	16,533	16,533
厚生年金保険		27,450	27,450	34,770	34,770
退職等年金給付		2,250	2,250	2,850	2,850
掛金合計		42,753	42,753	<b>54,153</b>	54,153
見直し後の掛金額との差額		54,153 - 42,753 = <b>11,400</b>	54,153 - 42,753 = <b>11,400</b>	0	0
実際の控除額		42,753	42,753	<b>76,953</b>	54,153

内訳

6月分掛金54,153 + 4月分差額11,400 + 5月分差額11,400

## 令和3年度決算のあらましを支部HPに掲載しました

→ 経理 担当  
☎06-6941-2857

令和3年度決算のあらまきは、大阪支部ホームページ組合員専用ページでご覧いただけます。

HP  検索 → 組合員専用ページ ログイン

